

昭和四十五年法律第十九号

柔道整復師法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 免許(第三条―第九条)
- 第三章 試験(第十条―第十四条)
- 第四章 業務(第十五条―第十八条)
- 第五章 施術所(第十九条―第二十三条)
- 第六章 雑則(第二十四条―第二十五条の三)
- 第七章 罰則(第二十六条―第三十二条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「柔道整復師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

2 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行なう場所をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 柔道整復師の免許(以下「免許」という。)は、柔道整復師国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により柔道整復師の業務を適正に行うことができないう者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、柔道整復の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

(柔道整復師名簿)

第五条 厚生労働省に柔道整復師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、柔道整復師名簿に登録することによつて行ふ。
2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、柔道整復師免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

(意見の聴取)

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消し等)

第八条 柔道整復師が、第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(指定登録機関の指定等)

第八条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、柔道整復師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしているとき認めなければならない。

- 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第八条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

- イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員及び解任)

第八条の三 指定登録機関の役員及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第八条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第八条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第八条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等)

第八条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項の規定の適用については、第五條中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第六條第二項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣が」と、「柔道整復師免許証(以下「免許証」という。）」とあるのは「指定登録機関は、柔道整復師免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、柔道整復師の登録又は免許証若しくは柔道整復師免許証明書(以下「免許証明書」という。)の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第八条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらに職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第八条の八 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第八条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第八条の十 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第八条の十一 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所

に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(登録事務の休廃止)

第八条の十二 指定登録機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(指定の取消し等)

第八条の十三 厚生労働大臣は、指定登録機関が第八条の二第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 厚生労働大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第八条の二第三項各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- 二 第八条の三第二項、第八条の五第三項又は第八条の九の規定による命令に違反したとき。
- 三 第八条の四又は前条の規定に違反したとき。
- 四 第八条の五第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。
- 五 次条第一項の条件に違反したとき。

第八条の十四 第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項、第八条の五第一項又は第八条の十二の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第八条の十五 削除

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)
第八条の十六 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者

は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができ、この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。
(厚生労働大臣による登録事務の実施等)

第八条の十七 厚生労働大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。
2 厚生労働大臣は、指定登録機関が第八条の十

二の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八条の十三第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
(公示)

第八条の十八 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第八条の二第一項の規定による指定をしたとき。
二 第八条の十二の規定による許可をしたとき。

三 第八条の十三の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていない登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
(厚生労働省令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、免許証又は免許証明書の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出、柔道整復師名簿の登録、訂正及び消除並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第三章 試験

(試験の実施)
第十条 試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

(柔道整復師試験委員)
第十一條 厚生労働大臣は、厚生労働省に置く柔道整復師試験委員(次項において「試験委員」という。)に試験の問題の作成及び採点を行わせる。
2 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。
(受験資格)

第十二條 試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十條第一項の規定により大学に入学することのできる者(この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。
2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、前項に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

(不正行為者の受験停止等)
第十三條 厚生労働大臣は、試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。
2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができないものとする。ことができる。
(受験手数料)
第十三條の二 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けた場合においても、返還しない。
(指定試験機関の指定)
第十三條の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に關する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

(指定試験機関の柔道整復師試験委員)
第十三條の四 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を柔道整復師試験委員(次項及び第三項、次条並びに第十三條の七において「試験委員」という。)に行わせなければならない。
2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。
(不正行為の禁止)

第十三條の五 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。
(指定試験機関が試験事務を行う場合の受験の停止等)

第十三條の六 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させることができる。
2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十三條及び第十三條の二第一項の規定の適用については、第十三條第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十三條の六第一項」と、第十三條の二第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十三條の二第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。
(準用)

第十三條の七 第八条の二第三項及び第四項、第八条の三から第八条の五まで、第八条の七から第八条の十四まで並びに第八条の十六から第八条の十八までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第八条の二第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第十三條の三第二項」と、第八条の三第二項中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む)

は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができ、この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。
(厚生労働大臣による登録事務の実施等)
第八条の十七 厚生労働大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。
2 厚生労働大臣は、指定登録機関が第八条の十

む。」と、第八条の七第一項中「職員」とあるのは「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」と、第八条の十三第二項第三号中「又は前条」とあるのは、「前条又は第十三条の四」と、第八条の十四第一項及び第八条の十八第一号中「第八条の二第一項」とあるのは「第十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、学校又は柔道整復師養成施設の指定及びその取消しに關し必要な事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に關し必要な事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに關し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第四章 業務

(業務の禁止)

第十五条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整備を行なつてはならない。

(外科手術、薬品投与等の禁止)

第十六条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

(施術の制限)

第十七条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

(秘密を守る義務)

第十七条の二 柔道整復師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。柔道整復師でなくなつた後においても、同様とする。

(都道府県知事の指示)

第十八条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、柔道整復師に対し、その業務に關して必要な指示をすることができる。

2 医師の団体は、前項の指示に關して、都道府県知事に意見を述べることができる。

第五章 施術所

(施術所の届出)

第十九条 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければなら

ない。その届出事項に変更を生じたときも同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

(施術所の構造設備等)

第二十条 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならぬ。

2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

(報告及び検査)

第二十一条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(使用制限等)

第二十二条 都道府県知事は、施術所の構造設備が第二十条第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、当該施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずることができる。

第二十三条 削除

第六章 雑則

(広告の制限)

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に關しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問はず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所

二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

三 施術日又は施術時間

四 その他厚生労働大臣が指定する事項

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項については、広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に關する事項にわたつてはならない。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十五条 第十八条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に關する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に關する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(権限の委任)

第二十五条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第二十五条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第二十六条 第八条の七第一項（第十三条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第八条の十三第二項（第十三条の七において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第十一条第二項又は第十三条の五の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の規定に違反した者

二 第十七条の規定に違反した者

三 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

二 第十七条の規定に違反した者

三 第十八条第一項の規定に基づく指示に違反した者

四 第二十二条の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第二十四条の規定に違反した者

六 第十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の八（第十三条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

二 第八条の十（第十三条の七において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

三 第八条の十一第一項（第十三条の七において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

四 第八条の十二（第十三条の七において準用する場合を含む。）の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関して、第三十条第四号から第七号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に附則第十二項の規定による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号。以下附則第四項から附則第七項まで、附則第九項、附則第十三項及び附則第十六項において「旧法」という。）の規定によりなされた柔道整復師の免許若しくは免許の取消し、柔道整復師の業務の停止、柔道整復師試験、柔道整復業に係る施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは修繕若しくは改造の命令又はその他の処分は、修繕若しくは改造の相当規定によりなされた免許、免許の取消し、柔道整復師の業務の停止命令、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十号）第七條の規定による改正前の第三條の柔道整復師試験、施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは改善命令又はその他の処分とみなす。

3 前項の場合において、この法律の相当規定により期間を定めなければならない処分であつて期間が定められていないものについては、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

4 旧法に基づき交付された柔道整復師免許証は、この法律の規定により交付された免許証とみなす。

5 旧法に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百八十七号。以下附則第十四項において「旧施行令」という。）第三條の規定により作成された柔道整復師名簿は、第六條の規定により作成された柔道整復師名簿とみなす。

6 旧法の規定により厚生大臣が認定した柔道整復師に係る養成施設は、この法律の規定により厚生大臣が指定した柔道整復師養成施設とみなす。

7 この法律の施行前に旧法に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号。以下附則第八項、附則第十三項及び附則第十五項において「旧施行規則」という。）第二十三條の規定によりなされた柔道整復師試験の受験の禁止は、第十三條後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

8 この法律の施行前に旧施行規則第二十四條の規定によりした届出は、第十九條の規定によりした届出とみなす。

9 都道府県知事は、内地（旧法附則第十八條に規定する内地をいう。以下この項において同じ。）以外の地で、その地の法令によつて、柔道整復師の免許鑑札を得た者であつて、昭和二十年八月十五日以後に内地に引き揚げたものに対しては、第三條の規定にかかわらず、昭和六十五年三月三十一日までは、その履歴を審査して、免許を与えることができる。

10 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第十二條の規定の適用については、学校教育法第四十七條に規定する者とみなす。

11 旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十二條第一項の規定の適用については、学校教育法第九十條第一項の規定により大学に入学することのできる者とみなす。

附則（昭和五十七年七月二三日法律第六九号）抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十八條中あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二條第五項の改正規定及び第二十一條中柔道整復師法第十條の改正規定 昭和五十八年四月一日

三及び四 略

五 第十八條の規定（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二條

第五項の改正規定を除く。）、第二十條の規定及び第二十一條の規定（柔道整復師法第十一條の改正規定を除く。） 公布の日から起算して二月を経過した日

(経過措置)

4 附則第一項第五号に定める日前に次の各号に掲げる免許を取得した者の免許は、同日現在においてその者について、それぞれ当該各号に定める名簿を作成している都道府県知事が与えたものとみなす。

一から三まで 略

4 柔道整復師免許 柔道整復師名簿
9 この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトラップ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六三年五月三十一日法律第七二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、附則第九項の改正規定及び次條の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

第二条 この法律による改正後の柔道整復師法（以下「新法」という。）の円滑な実施を確保するため、文部大臣は新法第十二條に規定する学校、厚生大臣は新法第八條の二第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）、新法第十三條に規定する柔道整復師養成施設及び新法第十三條の三に規定する指定試験機関に必要の準備を行うものとする。

第六条 新法第十二條の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に旧法第十二條の規定により文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において同条に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びにこの法律の施行の際現に当該学校又は柔道整復師養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であつてこの法律の施行後にその修得を終えたものは、柔道整復師国家試験を受けることができる。この場合において、当該知識及び技能を修得中の者がその修得を終える日までの間は、

当該学校又は柔道整復師養成施設に係る旧法第十二條の規定による文部大臣の指定又は厚生大臣の指定は、なおその効力を有する。

（旧法の規定により柔道整復師の免許を受けた者）
第七条 旧法の規定により柔道整復師の免許を受けた者は、新法の規定により柔道整復師の免許を受けた者とみなす。

（旧法の規定による柔道整復師免許証）
第八条 旧法第五條の規定により交付された柔道整復師免許証は、新法第六條第二項の規定により交付された柔道整復師免許証とみなす。

（旧法の規定による柔道整復師名簿）
第九条 旧法第六條の規定による柔道整復師名簿は、新法第五條の規定によりなされた柔道整復師名簿への登録は、新法第五條の規定によりなされた柔道整復師名簿への登録とみなす。

2 都道府県知事は、附則第三條に規定する厚生大臣の告示する日において、前項に規定する柔道整復師名簿を厚生大臣に引き継ぐものとする。

3 指定登録機関が柔道整復師の登録の実施等に関する事務を行う場合における前項の規定の適用については、「厚生大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

（講習会）
第十条 この法律の施行の際現に柔道整復師である者及び附則第六條に規定する者で柔道整復師となつたものは、厚生労働大臣の指定する講習会を受けるように努めるものとする。

（旧法による処分及び手続）
第十一条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法（第十二條を除く。）によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第十二條 この法律の施行にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から附則第三條又は第四條に規定する厚生大臣の告示する日までの間にした行為であつてこれらの規定によりなお効力を有するものとされる旧法第二章又は第三章（第十一條を除く。）の規定に係るものに対する罰則の適用については、附則第三條又は第四條

に規定する厚生大臣の告示する日後も、なお従前の例による。
（経過措置の政令への委任）
第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成元年六月二八日法律第三一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三年四月二日法律第二五号）抄

1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附則（平成五年一月二日法律第八九号）抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの規定に定めるものとみなす。

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附則（平成七年五月二二日法律第九一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第八条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定（又は保健所を設置する市）を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十条（柔道整復師法の一部改正に伴う経過措置）第九條、第十七條の施行日前に発生した事項につき改正前の柔道整復師法第十九條の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

附則（平成七年五月二二日法律第九一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第八条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十八条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第九十七條第四項から第六項まで、第九十六條、第九十七條第四項から第六項まで、第九十六條、第九十七條第四項から第六項まで、第九十六條及び第九十七條の規定 公布の日

附則（平成二十一年七月二六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第八条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十八条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年七月二六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第八条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十四条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十五条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十八条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十九条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）
第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる

行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。
2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
（手数料に関する経過措置）
第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年七月一六日法律第一〇二号）抄
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十條第一項及び第五項、第十四條第三項、第二十三條、第二十八條並びに第三十條の規定 公布の日

（別）に定める経過措置
第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
附則（平成二十二年七月一六日法律第一〇二号）抄
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日
附則（平成二十三年六月二九日法律第八七号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（罰則）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
（再免許に係る経過措置）
第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由（以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。）に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。
（罰則に係る経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成二十三年七月一日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第五十六條に一項を加える改正規定、第五十七條第三項の改正規定、第六十七條に一項を加える改正規定並びに第七十三條の三及び第八十二條の十の改正規定並びに次条及び附則第五條から第十六條までの規定 平成十四年四月一日
附則（平成二十一年六月二日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
附則（平成二十一年六月二日法律第九六号）抄
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二十二年四月二日法律第二〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十一年九月一日から施行する。
（柔道整復師法の一部改正に伴う経過措置）
第六條 この法律の施行前に第七條の規定による改正前の柔道整復師法の規定によりなされた柔道整復師の免許又は柔道整復師試験は、それぞれ、同條の規定による改正後の同法の規定によりなされた柔道整復師の免許又は柔道整復師国家試験とみなす。
（処分、手続等に関する経過措置）
第七條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。
（罰則に関する経過措置）
第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成二十三年六月二四日法律第七四号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十六年六月四日法律第五一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。